

第5期佐用町障害福祉計画
第1期佐用町障害児福祉計画

平成30年3月

佐用町

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	3
5 計画の策定体制	4
第2章 佐用町の現状	5
1 統計からみる本町の現状	5
2 障害福祉サービス等の提供状況	14
3 地域生活支援事業の提供状況	18
4 各種調査からみる現状	23
第3章 計画の目指す方向	38
1 計画の基本理念・基本方針	38
第4章 平成32年度(2020年度)までの成果目標と見込量	39
1 成果目標の設定	39
2 障害福祉サービス等の見込量と確保策	42
3 地域生活支援事業の見込みと確保策	48
第5章 第1期障害児福祉計画	56
1 平成32年度(2020年度)目標値の設定	56
2 障害児通所支援等の見込量と確保策	57
第6章 計画の推進体制	59
1 事業の円滑な推進のための方策	59
2 計画の管理と評価	60
資料編	61
1 地域自立支援協議会設置要綱	61
2 策定委員会設置条例	63
3 策定委員会委員名簿	65
4 策定経過	66
5 町内の障害福祉サービス等事業所一覧	67
6 用語解説	68

「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では原則として「障害」と表記していますが、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記としています。

また、法律・政令・条例等に規定または使用されている用語・制度・事業や団体名などの固有名詞、法律や資料等の引用部分などは、元の表記に従っています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に「第2次佐用町障害者計画及び第4期佐用町障害福祉計画」（以下、「前計画」という）を策定し、「すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち」を基本理念に、障害福祉の推進に取り組んできました。

「第2次佐用町障害者計画」の計画期間が平成35年度（2023年）までであるのに対し、「第4期佐用町障害福祉計画」は平成29年3月末に計画期間を終えることから、最近の障害者福祉に関する動向やサービス利用状況の推移などを踏まえ、新たに「第5期佐用町障害福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

また「児童福祉法」の改正により、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務づけられました。本計画はこれに基づき、「第1期佐用町障害児福祉計画」と一体のものとして策定しました。

2 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画、さらに「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に相当するものです。

なお、本計画とは別に策定する佐用町障害者計画は、「障害者基本計画」に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障がいのあるかたに対する施策の基本的な事項を定める中長期計画となります。

市町村障害福祉計画…障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

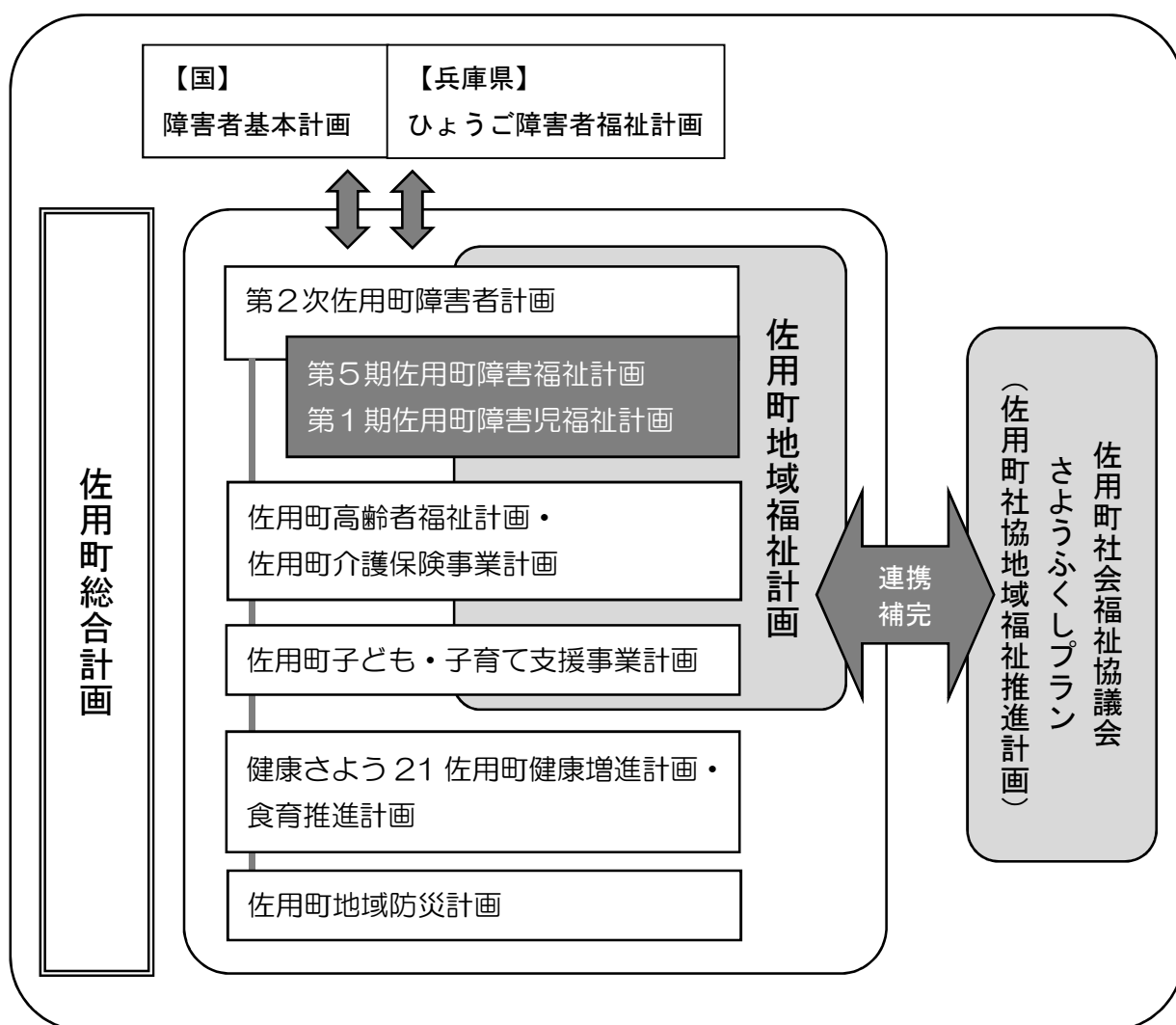
市町村障害児福祉計画…障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

市町村障害者計画…地域の障がいのあるかたの福祉に関する基本的なことから定める計画。本計画は、この市町村障害者計画に基づく、具体的な実施計画となります。

2. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画」や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」「兵庫県障害福祉推進計画」などを踏まえるとともに、佐用町社会福祉協議会が策定する「さようふくしプラン」（社会福祉協議会による地域福祉推進計画）との整合を図り、策定しました。

また、本町の施策の基本となる計画である「佐用町総合計画」を最上位計画として、関連するさまざまな計画との整合性と連携を図り、策定しました。



▲関連する国・県・本町のさまざまな計画との整合性を図ります。

3

計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度（2020 年度）までの3年間とします。平成 32 年度（2020 年度）末に、次期計画策定の予定です。

（年度）

	平成 24	25	26	27	28	29	30	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
佐用町 障害者計画	第1次(H18～)			第2次(現行)								
佐用町 障害福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期		
佐用町 障害児 福祉計画							第1期			第2期		
								▲本計画			▲次期計画(予定)	

▲本計画の期間は平成 30 年度から 32 年度（2020 年度）までの3年間です。

4

計画策定の背景

1. 国の動向

平成 18 年、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。わが国はこの条約の批准に向け、必要な国内法の整備を進めてきました。

主なものとしては、「障害者基本法」の改正（平成 23 年）、「障害者総合支援法」の成立（平成 24 年）、「障害者差別解消法」の成立（平成 25 年）、「障害者雇用促進法」の改正（平成 25 年）などがあります。

これらの法整備を経て、わが国は平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准、同年 2 月に国内で同条約が発効しました。

さらに、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成 28 年）により、障がいのあるかたの望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

2. 兵庫県の動向

兵庫県では、昭和 57 年に「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。この計画はその後、順次改定が行われ、平成 27 年には「ひょうご障害者福祉計画」を策定しました。

兵庫県ではこの計画に基づき、福祉、医療、雇用、教育、消費、地域安全、防災など障がいのあるかたを取り巻くさまざまな課題について、改善へ向けた取組を推進しているところです。

3. 本町の動向

本町では平成 19 年 3 月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」を、平成 21 年 3 月には「第 2 次佐用町障害福祉計画」を策定し、さらに平成 27 年 3 月には「第 2 次佐用町障害者計画及び第 4 期佐用町障害福祉計画」を策定し、障害福祉政策を推進してきました。

これらの計画の進捗状況については庁内において毎年、検証を行い、また障がいのあるかたに対するアンケート調査、関係団体に対するヒアリング調査などによって課題を明らかにして、障害福祉のいっそうの充実に努めているところです。

平成 25 年には佐用町障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、障がいのあるかたに対する虐待の防止へ向けた取組を推進しています。

また、平成 29 年 3 月に「佐用町第 2 次総合計画」を策定し、「障がいのある人への理解の促進」「障がいのある児童・生徒への支援」などを主要施策としています。

平成 30 年 3 月には、「地域福祉計画」を策定し、これまでの高齢者・障がい者・児童などに関する各分野の計画と整合性と連携を図り、地域福祉の推進に努めています。

5

計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障害者福祉に関する学識経験者や、各種団体・事業所の代表者、住民代表のかたなどで構成する佐用町障害福祉計画策定委員会で、課題の洗い出しや基本方針を審議しました。

また、住民や福祉団体を対象としたアンケート、住民からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、住民の実情や考えの反映に努めました。

◎障害者福祉に関するアンケート（障がいのあるかた 450 人を対象に実施）

◎障害者福祉に関する障害者福祉関係団体対象アンケート（町内の 5 団体・9施設対象）

◎佐用町障害福祉計画策定委員会（平成 29 年度中に計 4 回(8月、11月、1月、2月)開催）

◎パブリックコメント（平成 30 年 2 月に計画の原案を公表して意見を募集。意見総数 0 件）

第2章 佐用町の現状

1 統計からみる本町の現状

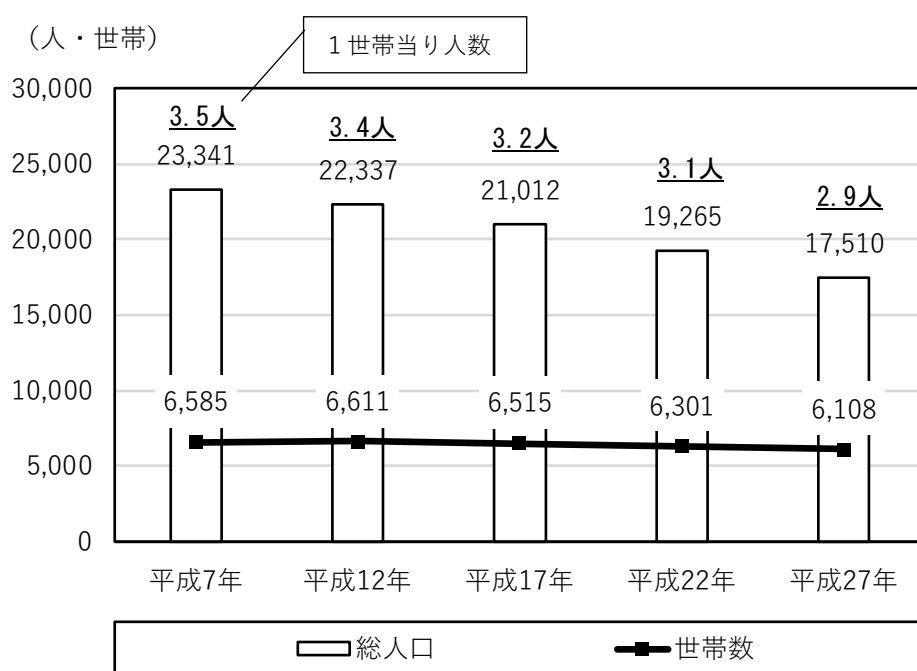
1. 統計データ

(1) 人口・世帯数の推移

本町の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成27年は平成7年と比較して5,831人(25.0%)減の17,510人となっています。

一方、世帯数は平成12年にやや増加したものの全体としてはゆるやかな減少傾向にあり、この結果、1世帯当りの人数は年々減少し、平成27年は2.9人と、家族の小規模化が進んでいます。

家族で支え合うことが、ますます困難となっている状況がうかがえます。



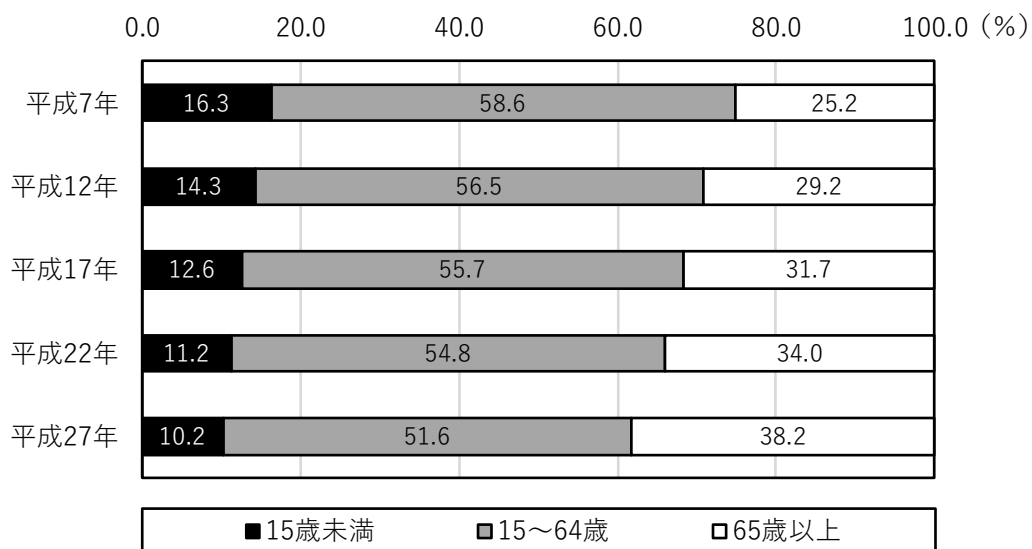
資料/国勢調査(平成7年と平成12年は合併前の4町の合計値)

▲人口の減少よりも世帯数の減少のほうがゆるやかなため、1世帯当りの人数が減っています。

(2) 年齢別人口構成比の推移

人口の年齢別構成比の推移をみると、平成27年は平成7年と比較して、年少人口（15歳未満）は6.1ポイント減の10.2%、生産年齢人口（15～64歳）は7.0ポイント減の51.6%、老年人口（65歳以上）は13.0ポイント増の38.2%となっています。

年少人口は間もなく1割を切り、老年人口が4割を超えようとしています。



資料／国勢調査（平成7年と平成12年は合併前の4町の合計値）

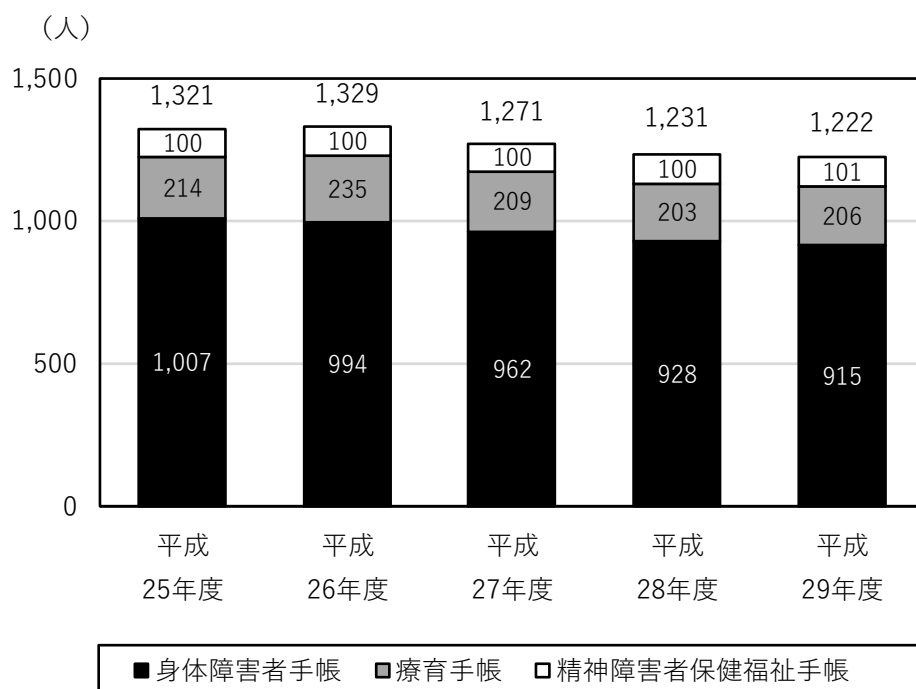
▲少子高齢化が顕著に進行しており、65歳以上が間もなく4割を超えようとしています。

2. 障がいのあるかたの現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（3障害合計）は、平成 26 年度にいったん増加していますが、全体としては年々減少傾向にあり、平成 29 年度は平成 25 年度と比較して 100 人（7.6%）減の 1,222 人となっています。

手帳の種別でみると、「身体障害者手帳」は年々、減少しており、「療育手帳」平成 26 年度と平成 29 年度にいったん増加していますが、全体としては減少傾向にあります。「精神障害者保健福祉手帳」は、ほぼ横ばいで推移しています。



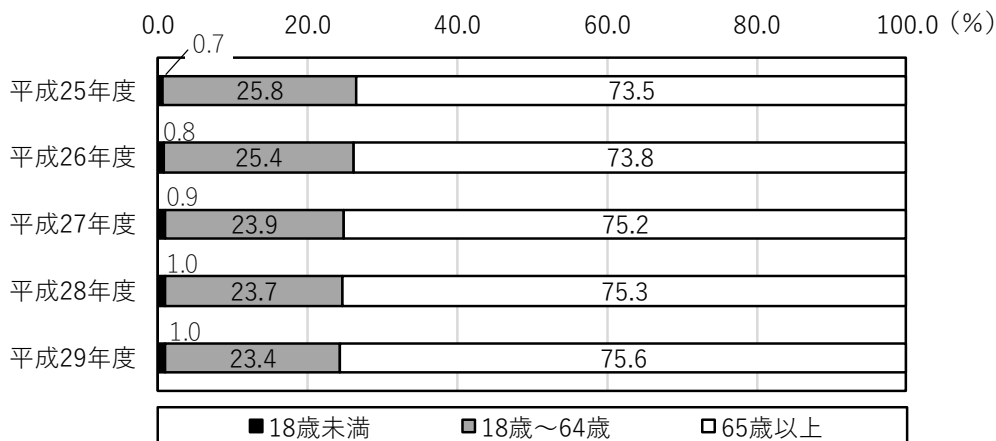
資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし平成 29 年度は 10 月末現在）
身体障害者手帳の所持者数が前計画等に記載の数値と異なっているのは、台帳の整理（未返還者の整理や交付年月日等入力漏れの修正）によるもの。

▲平成 27 年度以降、障害者手帳を持っているかたの数は減少しています。特に身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の数が減っています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、65歳以上の割合が年々増加し、平成29年度では8割近くとなっています。半面、18歳～64歳は年々減少しており、18歳未満はやや増加して1割程度となっています。

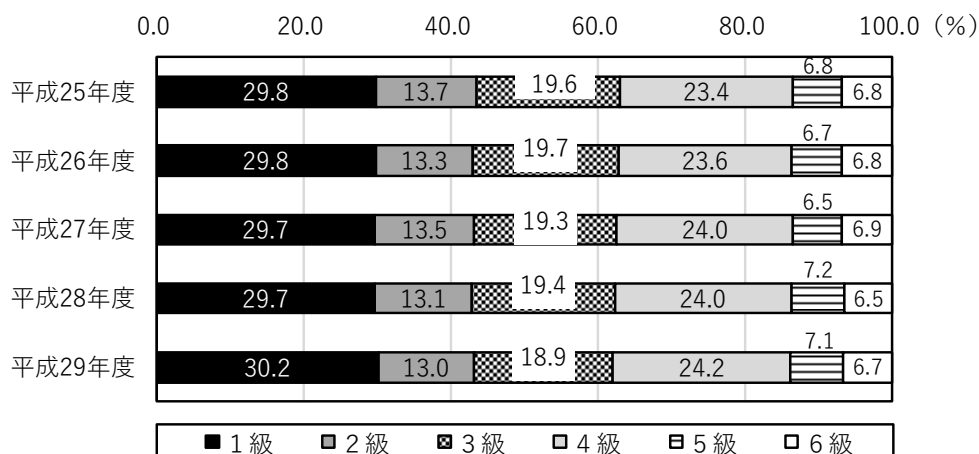


資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし平成29年度は10月末現在）

▲身体障害者手帳を持っているかたの中で、65歳以上の割合が増加し、8割近くとなっています。

② 等級別構成比の推移

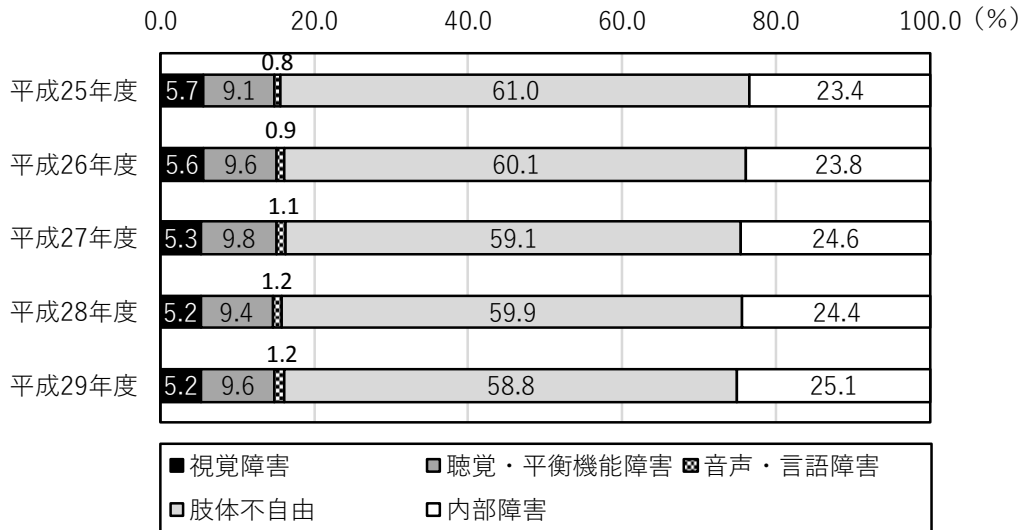
身体障害者手帳所持者数を等級別の構成比で見ると、特に目立った変化はみられませんが、平成29年度は平成25年度と比較して、1級と4級、5級がやや増加して、2級と3級はやや減少しています。



資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし平成29年度は10月末現在）

▲身体障害者手帳を持っているかたの中で、1級（最も程度が重い方）と4級、5級の割合がやや増加し、2級と3級はやや減少しています。

身体障害者手帳所持者数を障害の種類別の構成比で見ると、平成 29 年度は平成 25 年度と比較して、視覚障害の割合が 0.5 ポイント減少し、聴覚・平衡機能障害が 0.5 ポイント増加しています。音声・言語障害、内部障害はやや増加し、肢体不自由はやや減少しています。



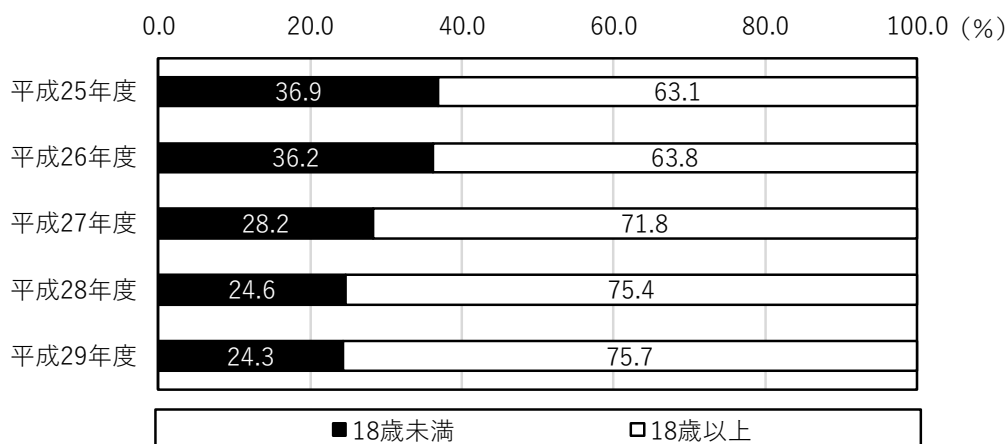
資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし平成 29 年度は 10 月末現在）

▲身体障害者手帳を持っているかたの中で、視覚障がいのかたの割合が減少し、聴覚・平衡機能障がいのかたが増加しています。

(3) 療育手帳所持者の状況

① 年齢別構成比の推移

療育手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、18歳未満が年々減少傾向にあります。反面、18歳以上は増加しており、平成29年度は平成25年度と比較して、12.6ポイント増の75.7%と、8割近くとなっています。

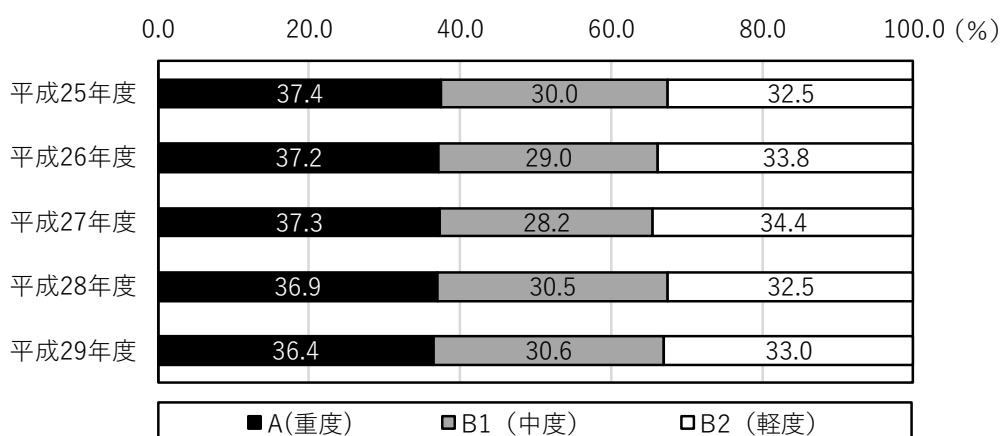


資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし平成29年度は10月末現在）

▲療育手帳を持っているかたの中で、18歳以上の割合が増加し、平成29年度は8割近くを占めています。

② 等級別構成比の推移

療育手帳所持者数を障害の等級別の構成比で見ると、大きな変化はみられませんが、平成29年度は平成25年度と比較して、A（重度）が1.0ポイント減少し、B1（中度）が0.6ポイント、B2（軽度）が0.5ポイント増加しています。



資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし平成29年度は10月末現在）

▲療育手帳を持っているかたの中で、重度Aの割合がやや減少し、中度B1と軽度B2の割合が増加しています。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 年齢別構成比の推移

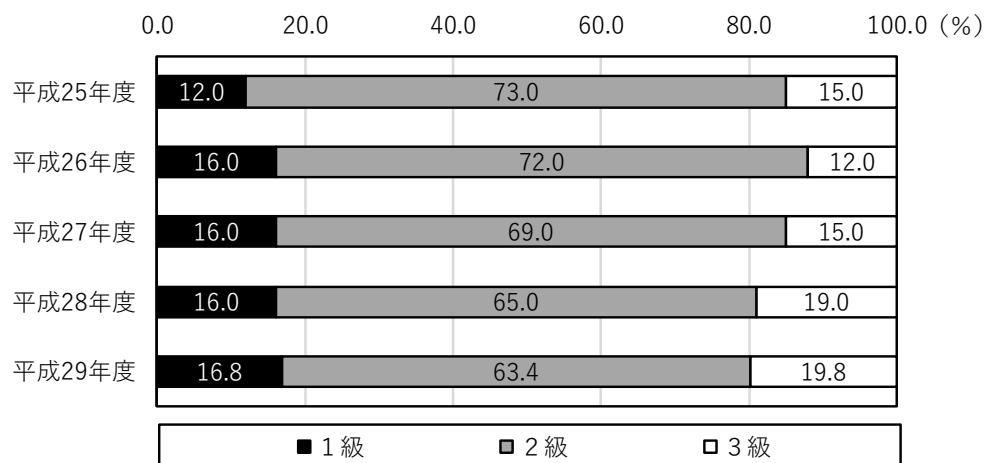
精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、平成 25 年度から平成 29 年度の間、全員が 18 歳以上で占められています。(グラフは省略)

② 等級別構成比の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別の構成比で見ると、1 級は増加傾向にあり、平成 29 年度は平成 25 年度と比較して 4.8 ポイント増の 16.8%となっています。

2 級は減少傾向にあり、平成 29 年度は平成 25 年度と比較して、9.6 ポイント減の 63.4%となっています。

3 級は平成 26 年度にいったん減少したものの、その後増加傾向にあり、平成 29 年度は平成 25 年度と比較して、4.8 ポイント増の 19.8%となっています。



資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし平成 29 年度は 10 月末現在）

▲精神障害者保健福祉手帳を持っているかたの中で、1 級の構成比は増加傾向にあります。2 級は減少傾向にあり、3 級は増減はあるものの、全体としては増加傾向にあります。

(5) 自立支援医療費受給者数の状況

更生医療の受給者数の推移をみると、増減はあるものの、平成 29 年度は平成 23 年度と比較して半減の 5 人となっています。

育成医療の受給者は、平成 27 年度以降、ありません。

精神通院医療の受給者数は増減はあるものの、平成 29 年度は平成 23 年度と比較して 5 人 (2.6%) 増の 201 人となっています。

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生医療	10	6	6	7	7	4	5
育成医療	2	0	0	1	0	0	0
精神通院医療	196	202	201	198	196	203	201

資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし平成 29 年度は 10 月末現在）

▲自立支援医療費受給者の中で、更生医療の受給者が平成 29 年度は平成 23 年度の半数となっています。

(6) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒の状況

①特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の児童・生徒数は、小学校で減少傾向にあり、中学校では平成 23 年度以降増加傾向にあったものの、平成 27 年度以降は減少に転じています。通級教室の児童・生徒数は平成 27 年度及び平成 28 年度をピークに減少に転じていますが、全体では増加傾向にあります。

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	24	25	23	21	19	15	14
中学校	6	9	10	12	11	10	5
通級教室	データなし	10	13	22	25	25	23

資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし平成 29 年度は 10 月末現在）

▲特別支援学級の児童・生徒数は、小学校で減少傾向にあり、通級教室は増加傾向にあります。

【参考】特別支援学校の在籍者数（西はりま特別支援学校と播磨特別支援学校の合計）

（人）

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
幼児部	0	0	0	0	0	0	0
小学部	2	1	1	2	2	2	3
中学部	8	8	6	2	1	4	5
高等部	11	9	7	11	15	14	14
【合計】	21	18	14	15	18	20	22

資料／西はりま特別支援学校・播磨特別支援学校（各年度3月31日時点、ただし平成29年度は10月末現在）

【参考】特別支援学校卒業生の進路（西はりま特別支援学校と播磨特別支援学校の合計）

（人）

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)
進学	0	1	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0	0	0
就職	1	0	2	0	1	0	3
福祉施設通所・在宅等	2	4	0	2	2	4	2
その他	0	0	0	0	0	0	0
【合計】	3	5	2	2	3	4	5

資料／西はりま特別支援学校・播磨特別支援学校（各年度3月31日時点、ただし平成29年度は10月末現在）

1. 訪問系サービス

前計画の期間における居宅介護の提供状況を見ると、利用人数は1人増加していますが、利用時間は減少傾向にあり、各年とも計画値を下回っています。

重度訪問介護は利用者を見込んでいませんでしたが、各年度1人の利用がありました。

同行援護は、利用者数は各年度1人と計画値通りに推移していますが、利用時間が計画値を大きく上回っています。

行動援護と重度障害者等包括支援は、利用者がありませんでした。

(月平均)

		利用人数（人）			利用時間（時間）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
居宅介護	実績値	17	18	18	145	134	144
	計画値	17	17	17	190	190	190
	達成率	100.0%	105.9%	105.9%	76.3%	70.5%	75.8%
重度訪問介護	実績値	1	1	1	218	246	260
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-	-	-	-	-	-
同行援護	実績値	1	1	1	14	13	12
	計画値	1	1	1	8	8	8
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	175.0%	162.5%	150.0%
行動援護	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-	-	-	-	-	-
重度障害者 等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-	-	-	-	-	-
【合計】	実績値	19	20	20	377	393	416
	計画値	18	18	18	198	198	198
	達成率	105.6%	111.1%	111.1%	190.4%	198.5%	210.1%

2. 日中活動系サービス

生活介護は、利用人数・時間とも、ほぼ計画値通りとなっています。

自立訓練（機能訓練）は、平成 28 年度以降、利用者がありません。

自立訓練（生活訓練）は、平成 29 年度に計画値の倍の2人の利用がありましたが、1人当りの利用時間は計画値の約半分となっています。

就労継続支援A型は、利用人数・時間とも増加傾向にあります。

就労継続支援B型は、増加傾向にあるものの、A型と比較すると、ゆるやかな増加となっています。

療養介護と短期入所は、ほぼ計画値通りの推移となっています。

(月平均)

		利用人数（人）			延利用者数（人日）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
生活介護	実績値	92	90	94	1,892	1,870	1,948
	計画値	94	94	94	2,020	2,020	2,020
	達成率	97.9%	95.7%	100.0%	93.7%	92.6%	96.4%
自立訓練 (機能訓練)	実績値	1	0	0	22	0	0
	計画値	1	1	1	22	22	22
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	実績値	0	0	2	0	0	25
	計画値	1	1	1	22	22	22
	達成率	0.0%	0.0%	200.0%	0.0%	0.0%	113.6%
就労移行支援	実績値	3	3	4	49	49	70
	計画値	3	4	5	65	88	110
	達成率	100.0%	75.0%	80.0%	75.4%	55.7%	63.6%
就労継続支援 (A型)	実績値	2	6	8	54	114	148
	計画値	1	1	6	22	22	132
	達成率	200.0%	600.0%	133.3%	245.5%	518.2%	112.1%
就労継続支援 (B型)	実績値	32	34	36	570	595	615
	計画値	30	33	34	580	650	670
	達成率	106.7%	103.0%	105.9%	98.3%	91.5%	91.8%
療養介護	実績値	3	3	3	-	-	-
	計画値	3	3	3	-	-	-
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
短期入所	実績値	7	8	7	65	97	66
	計画値	7	7	8	55	55	63
	達成率	100.0%	114.3%	87.5%	118.2%	176.4%	104.8%

3. 居住系サービス

共同生活援助は、ほぼ計画値通りの推移となっています。

施設入所支援は、減少を見込んでいましたが、やや増加しています。

(月平均)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
共同生活援助	実績値 (人)	27	26	27
	計画値 (人)	25	26	26
	達成率 (%)	108.0	100.0	103.8
施設入所支援	実績値 (人)	58	57	62
	計画値 (人)	60	59	58
	達成率 (%)	96.7	96.6	106.9

4. 相談支援

計画相談支援は、ほぼ計画値通りの推移となっています。

地域移行支援は、利用者がありませんでした。

地域定着支援は、各年度 1 人の利用となっています。

(月平均)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
計画相談支援	実績値 (人)	25	24	26
	計画値 (人)	24	24	24
	達成率 (%)	104.2	100.0	108.3
地域移行支援	実績値 (人)	0	0	0
	計画値 (人)	0	0	1
	達成率 (%)	-	-	0.0
地域定着支援	実績値 (人)	1	1	1
	計画値 (人)	0	0	1
	達成率 (%)	-	-	100.0

5. 障害児通所支援等

児童発達支援は利用者の増加が顕著で、平成 28 年度以降、計画値を大きく上回っています。

医療型児童発達支援は、利用者がありませんでした。

放課後等デイサービスは平成 29 年度に利用日数が計画値を大きく上回っています。これは、佐用町内に新規事業所が参入し、利用者のニーズに対応できるようになったためです。

保育所等訪問支援は、平成 28 年度以降、利用者が 1 人に減少しています。

障害児相談支援は、平成 28 年度に利用者が減少したものの、ほぼ計画値通りに推移しています。

(月平均)

		利用人数 (人)			延利用者数 (人日)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
児童発達支援	実績値	10	17	20	43	61	70
	計画値	10	10	10	43	43	43
	達成率	100.0%	170.0%	200.0%	100.0%	141.9%	162.8%
医療型児童発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-	-	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	実績値	22	21	24	62	56	126
	計画値	22	22	22	62	62	62
	達成率	100.0%	95.5%	109.1%	100.0%	90.3%	203.2%
保育所等訪問 支援	実績値	3	1	1	3	1	1
	計画値	3	3	3	3	3	3
	達成率	100.0%	33.3%	33.3%	100.0%	33.3%	33.3%
障害児相談 支援	実績値	12	9	12	-	-	-
	計画値	12	12	12	-	-	-
	達成率	100.0%	75.0%	100.0%	-	-	-

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、各年度、継続的に実施しています。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
理解促進研修・ 啓発事業	実績 (実施の有無)	有	有	有
	計画 (実施の有無)	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、平成 29 年度から実施の予定でしたが、前計画期間中に実施することができませんでした。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
自発的活動支援 事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	有

(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業は、計画通り各年 1 か所で実施しています。

基幹相談支援センターは、平成 29 年度に設置する計画でしたが、前計画期間中の設置はできませんでした。

基幹相談支援センター等機能強化事業と住居入居等支援事業は、前計画期間中の実施はありませんでした。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
障害者相談支援事業	実績値 (か所)	1	1	1
	計画値 (か所)	1	1	1
	達成率 (%)	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター	実績 (設置の有無)	無	無	無
	計画 (設置の有無)	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	無
住居入居等支援事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、前計画期間中の利用はありませんでした。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
成年後見制度 利用支援事業	実績値 (件)	0	0	0
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率 (%)	0.0	0.0	0.0

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、前計画期間中に実施できませんでした。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
成年後見制度法人後見支援事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、派遣回数が計画値を大きく下回っています。

手話通訳者設置事業は、平成 29 年度に 1 人設置する計画でしたが、前計画期間中の設置はできませんでした。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の見込回数	実績値 (回)	9	4	4
	計画値 (回)	12	12	12
	達成率 (%)	75.0	33.3	33.3
手話通訳者設置事業	実績値 (人)	0	0	0
	計画値 (人)	0	0	1
	達成率 (%)	-	-	0.0

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、平成 28 年度以降、修了者がありません。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
手話奉仕員養成研修事業の修了見込者数	実績値 (人)	1	0	0
	計画値 (人)	1	1	1
	達成率 (%)	100.0	0.0	0.0

(8) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、年度によって増減がありますが、情報・意思疎通支援用具は減少傾向に、排せつ管理支援用具は増加傾向にあります。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
介護・訓練支援用具	実績値 (件)	0	3	1
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率 (%)	0.0	300.0	100.0
自立生活支援用具	実績値 (件)	6	1	5
	計画値 (件)	5	5	5
	達成率 (%)	120.0	20.0	100.0
在宅療養等支援用具	実績値 (件)	2	0	2
	計画値 (件)	2	2	2
	達成率 (%)	100.0	0.0	100.0
情報・意思疎通支援用具	実績値 (件)	4	1	2
	計画値 (件)	3	3	3
	達成率 (%)	133.3	33.3	66.7
排せつ管理支援用具	実績値 (件)	356	405	410
	計画値 (件)	430	435	440
	達成率 (%)	82.8	93.1	93.2
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実績値 (件)	2	1	1
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率 (%)	200.0	100.0	100.0
【合計】	実績値 (件)	370	411	421
	計画値 (件)	442	447	452
	達成率 (%)	83.7	91.9	93.1

(9) 移動支援事業

移動支援事業は、延利用者数が計画値を大きく下回っています。

(年間)

		利用人数 (人)			延利用時間 (時間)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
移動支援	実績値	5	6	5	43	41	50
	計画値	5	6	6	70	75	75
	達成率	100.0%	100.0%	83.3%	61.4%	54.7%	66.7%

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、実施か所数、利用者数とも、ほぼ計画値通りで推移しています。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
【町内】 実施か所数	実績値 (か所)	1	1	1
	計画値 (か所)	1	1	1
	達成率 (%)	100.0	100.0	100.0
【町内外】 利用者数	実績値 (人)	12	14	14
	計画値 (人)	14	14	14
	達成率 (%)	85.7	100.0	100.0

1. アンケートの結果概要

(1) 調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、障がいのあるかたの生活状況や災害時の対応、就労の状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

調査地域	佐用町全域
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及びサービス利用者
抽出方法	無作為抽出
調査期間	平成 29 年 9 月 20 日（水）～10 月 4 日（水）まで
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収状況	調査票配布数：450、有効回収数 258（57.3%）

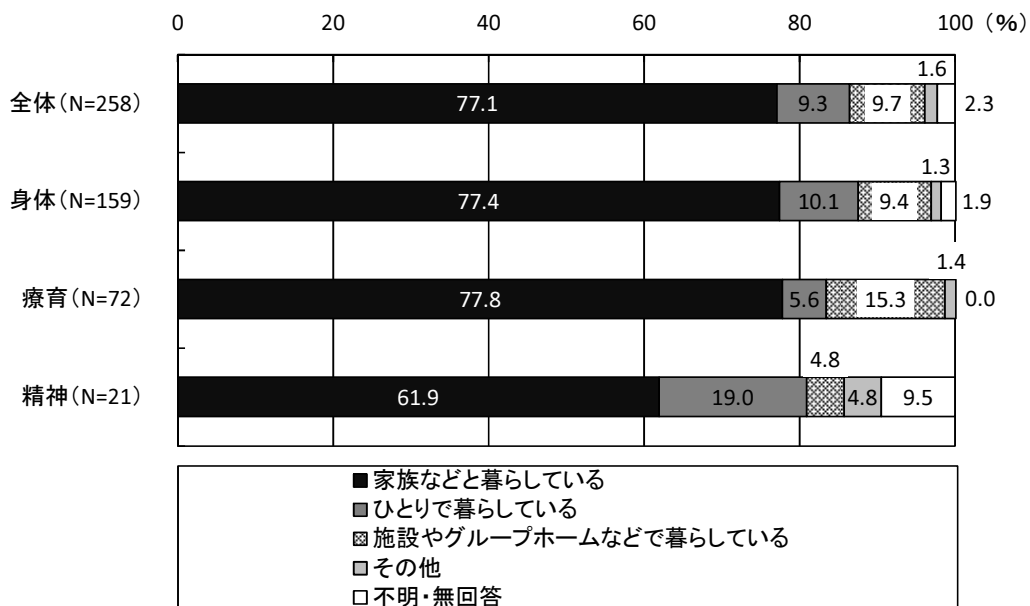
(3) 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者（身体）・療育手帳所持者（知的）・精神障害者保健福祉手帳所持者（精神）を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当するかた）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(4) 調査結果 (概要)

■ 普段、だれと一緒に暮らしているか。(単数回答)

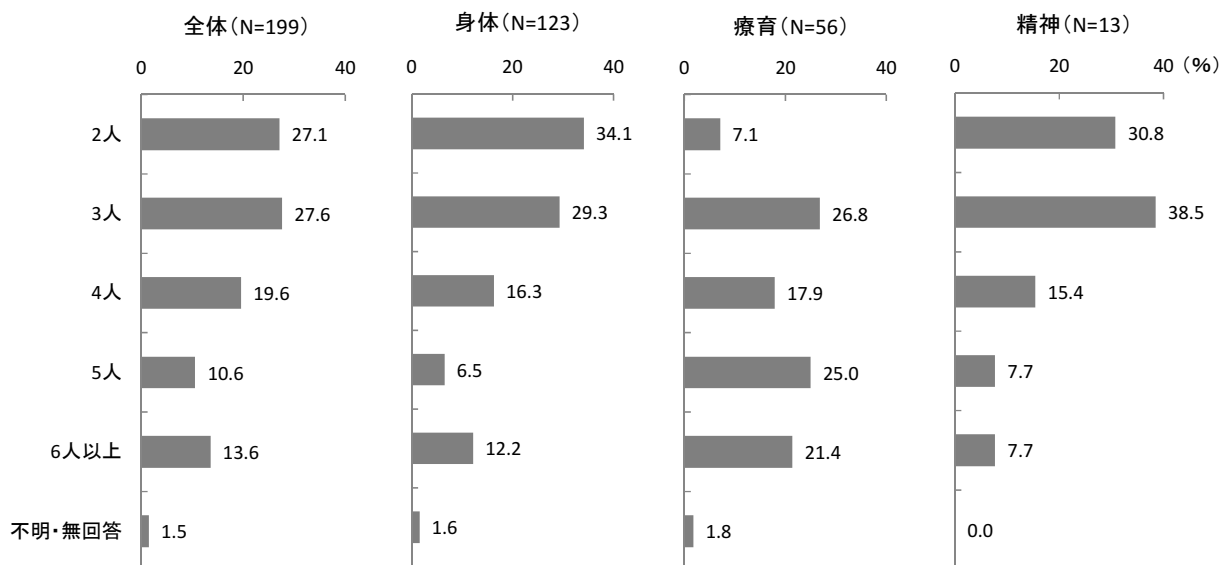
全体では「家族などと暮らしている」が77.1%と最も高く、いずれの手帳所持者においても6割を超えています。



<前の問で「家族などと暮らしている」と回答したかたへの質問>

■ 自分を含めた家族数。(数字を記入)

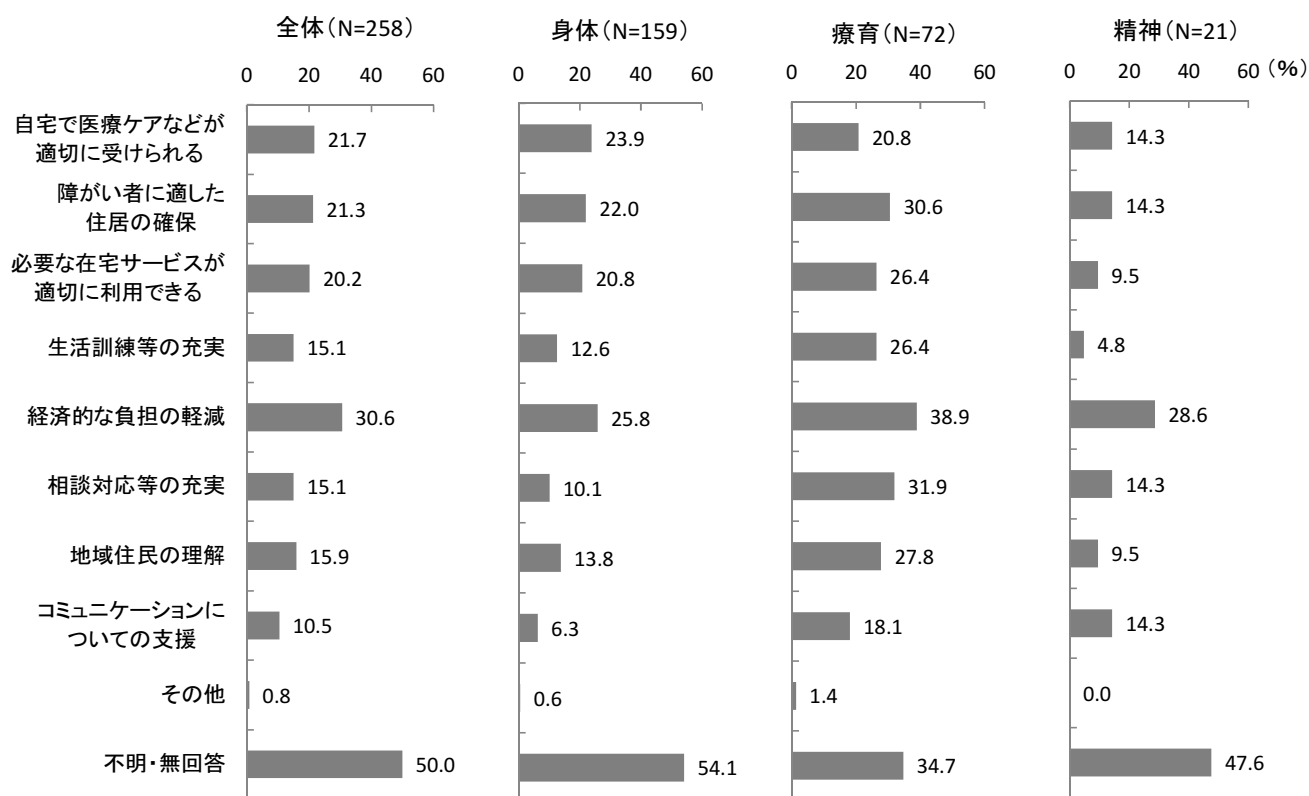
全体では「3人」が27.6%と最も高く、次いで「2人」が27.1%となっています。



■施設を出て地元で生活するために、どのような支援があればよいか。(単数回答)

全体では「経済的な負担の軽減」が30.6%と最も高く、次いで「自宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が21.7%となっています。

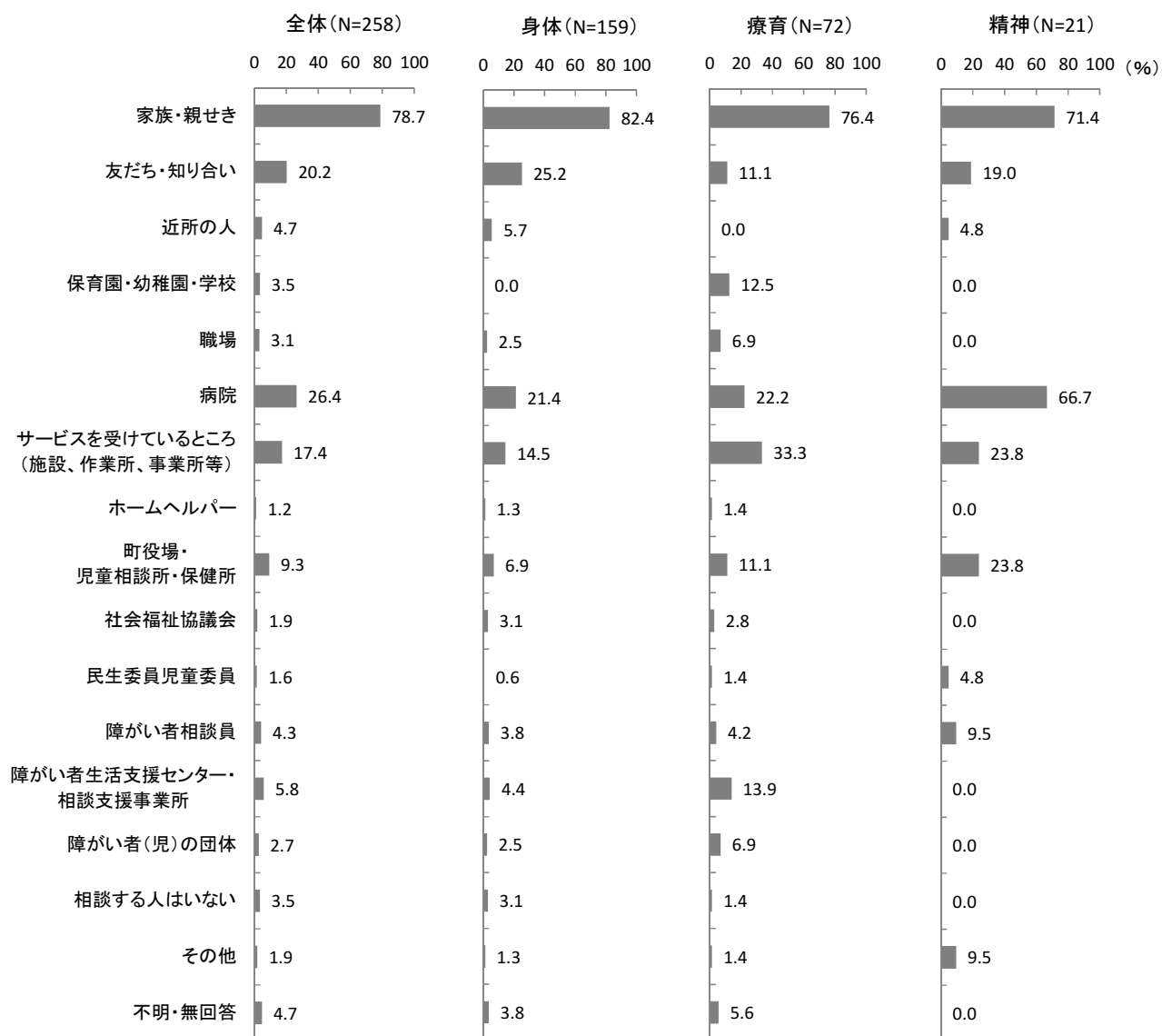
いずれの手帳所持者においても「経済的な負担の軽減」が最も高く、身体障害者手帳所持者では「自宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が23.9%、療育手帳所持者では「相談対応等の充実」が31.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅で医療ケアなどが適切に受けられる」「障がい者に適した住居の確保」「相談対応等の充実」「コミュニケーションについての支援」がいずれも14.3%と2番目に高くなっています。



■悩みや困ったことを相談する相手は誰か。(複数回答)

いずれの手帳所持者においても「家族・親せき」が最も高く、7割を超えています。

身体障害者手帳所持者では「友だち・知り合い」が25.2%、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所等）」が33.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」が66.7%と2番目に高くなっています。

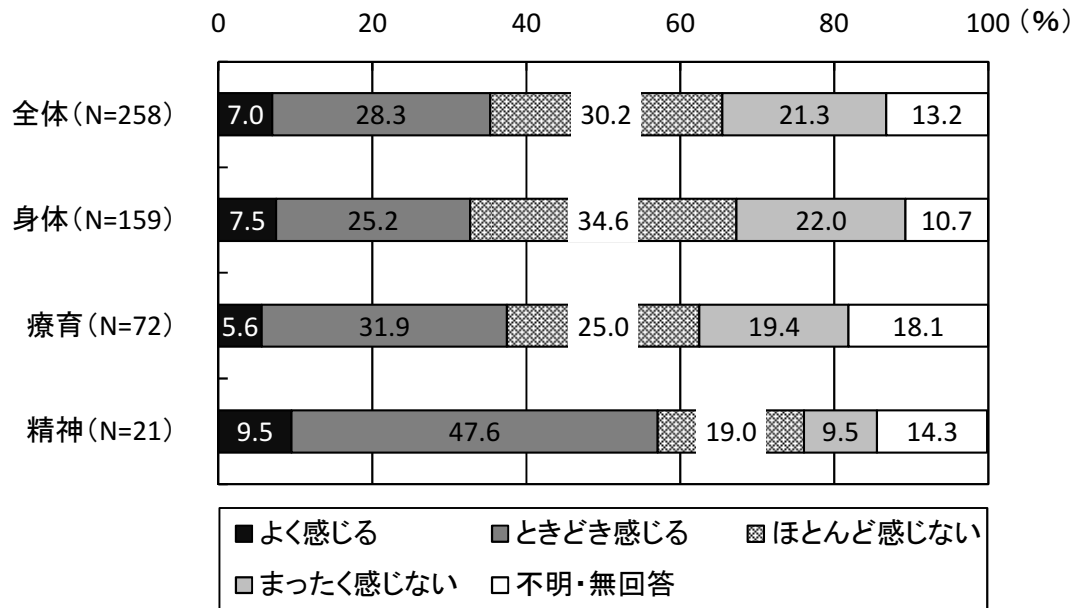


■日常生活で、障害があるために差別や偏見を感じることもあるか。(単数回答)

全体では「ほとんど感じない」が30.2%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が28.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「ときどき感じる」が47.6%と最も高く、次いで「ほとんど感じない」が19.0%となっています。

「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計は、精神障害者保健福祉手帳所持者で6割近くとなっています。

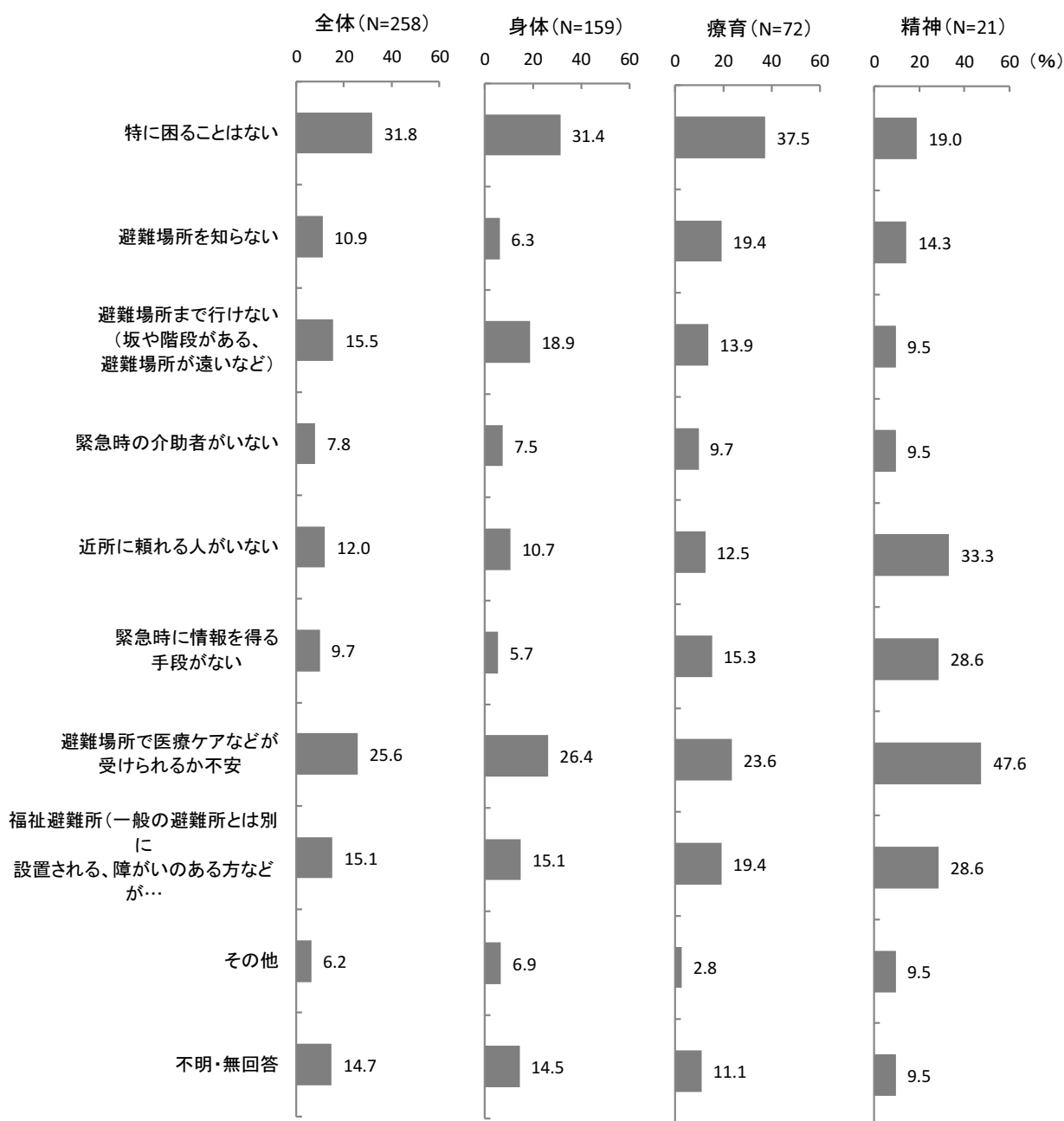


	身体	療育	精神
「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計	32.7%	37.5%	57.1%

■地震など災害のときに困ることは何か。(複数回答)

全体では「特に困ることはない」が31.8%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が25.6%となっています。

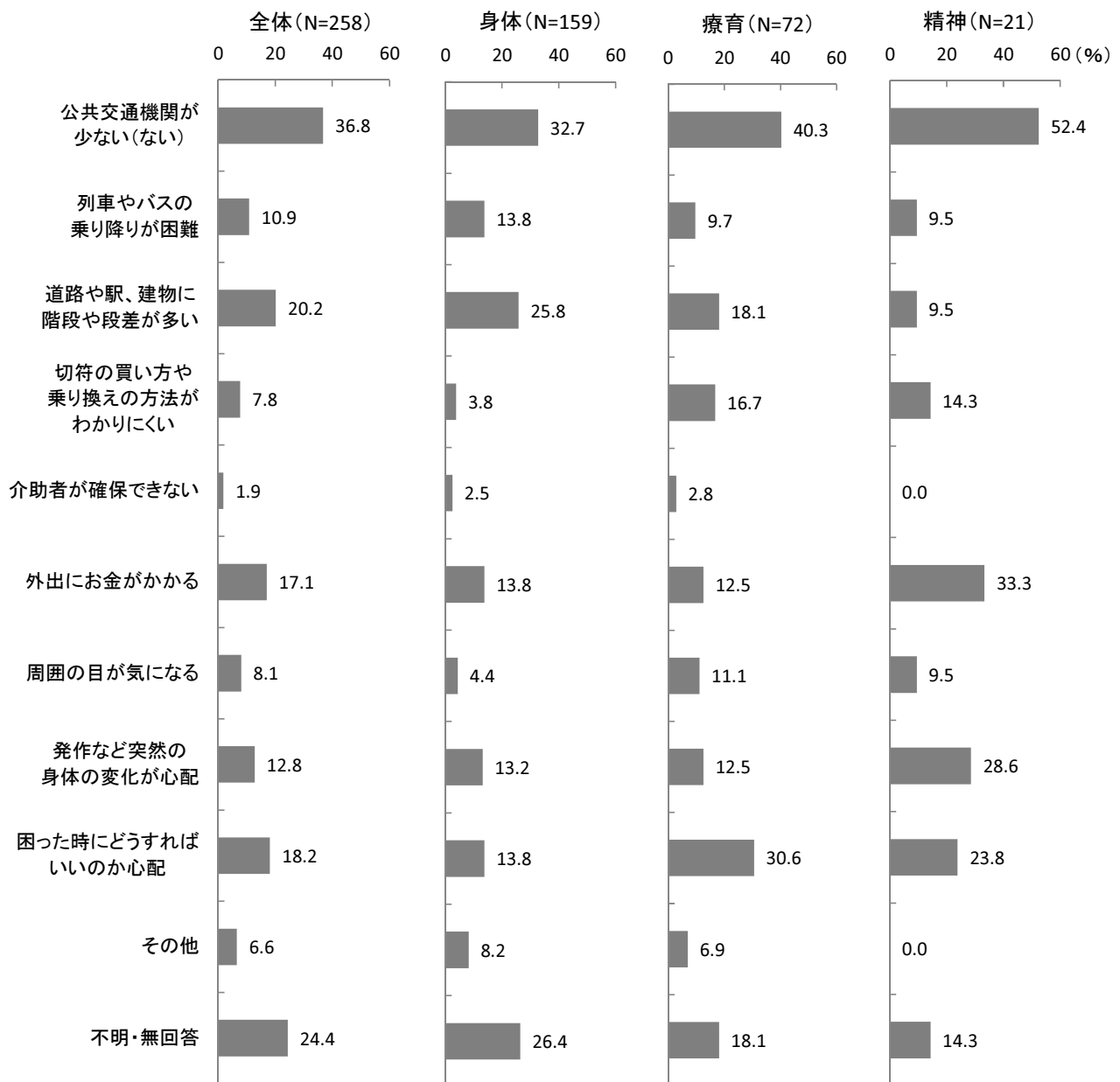
身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「特に困ることはない」がそれぞれ31.4%、37.5%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が26.4%、23.6%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が47.6%と最も高く、次いで「近所に頼れる人がいない」が33.3%となっています。



■外出するときに困ることは何か。(複数回答)

全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が36.8%と最も高く、次いで「道路や駅、建物に階段や段差が多い」が20.2%となっています。

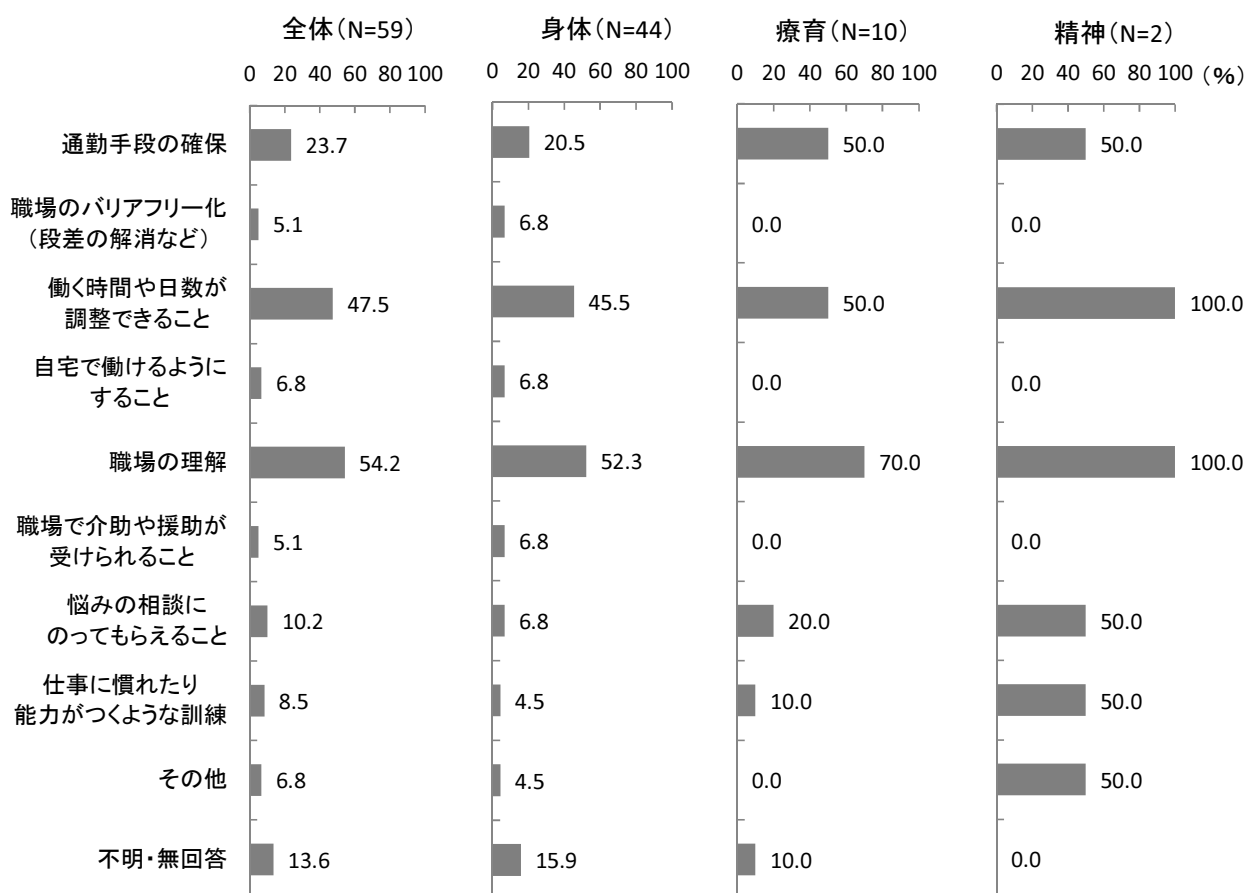
身体障害者手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が32.7%と最も高く、次いで「道路や駅、建物に階段や段差が多い」が25.8%となっています。療育手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が40.3%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が30.6%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が52.4%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」が33.3%となっています。



<会社などで正社員または、臨時社員・アルバイト・パートとして働いているかたへの質問>

■働き続けるために必要なことは何か。(複数回答)

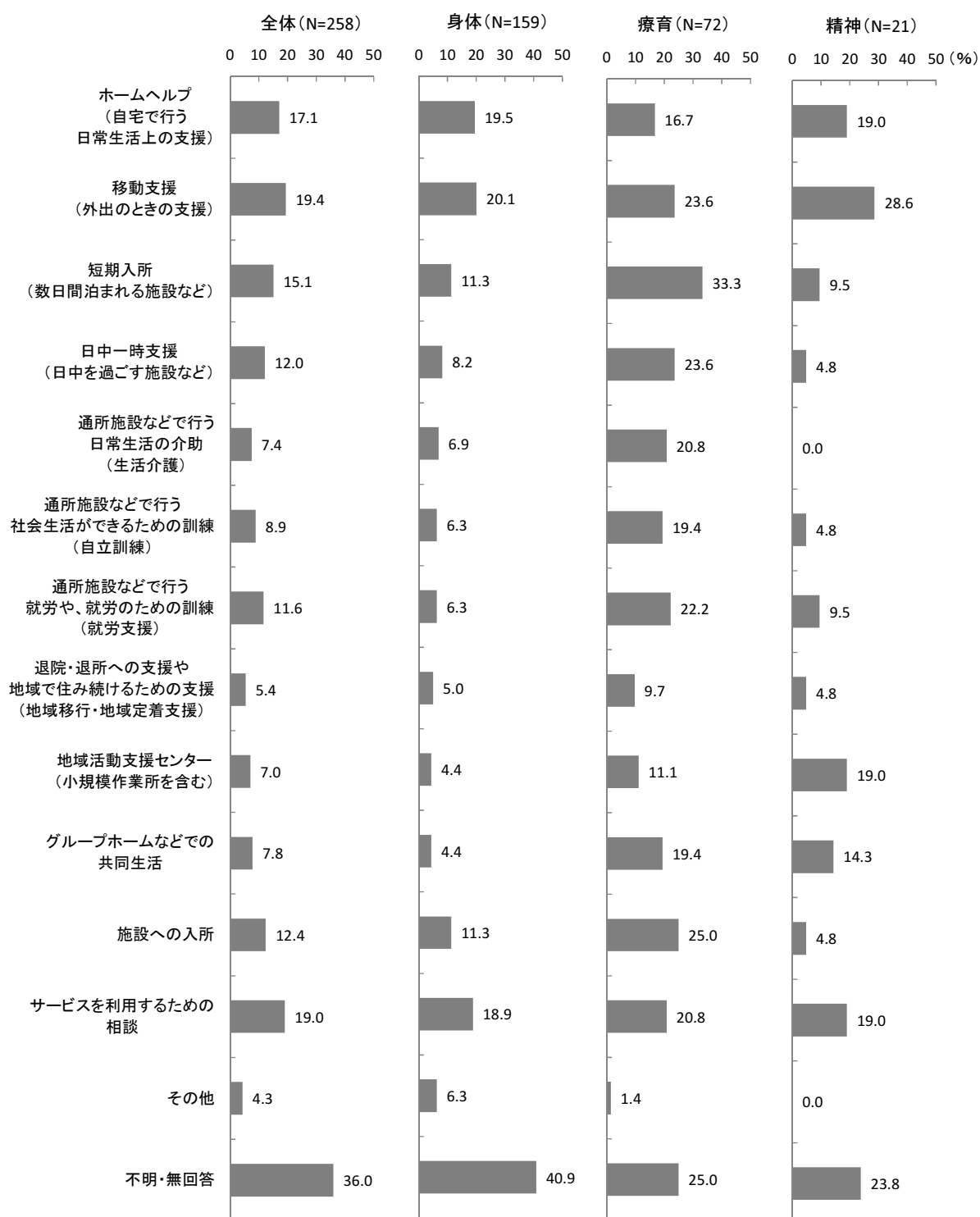
全体では「職場の理解」が54.2%と最も高く、次いで「働く時間や日数が調整できること」が47.5%となっています。



■今後も利用したい、あるいは、今後は利用したいサービスは何か。(複数回答)

全体では「移動支援(外出のときの支援)」が19.4%と最も高く、次いで「サービスを利用するための相談」が19.0%となっています。

身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「移動支援(外出のときの支援)」がそれぞれ20.1%、28.6%、療育手帳所持者では「短期入所(数日間泊まれる施設など)」が33.3%と最も高くなっています。



<18歳未満のかたへの質問>

■保育や教育について、今後どのようなことが必要だと思うか。(複数回答)

今後必要な保育や教育についてみると、全体では「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が35.0%(7件)、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が25.0%(5件)となっています。「障害特性に応じた配慮をしてほしい」は、20.0%(4件)となっています。

上段:件 下段:%	合計	学校の保育 満足している	今の保育園や幼稚園、 (ふやしてほしい)	生徒のいない児童を しほしていない)	障がいのない児童を 生徒、	まわりの児童に 理解してほしい	もつと周囲の児童に まわりの児童に	通所(園)や通学を 便利にしてほしい	働けるようない力をつけて 進路指導をしっかりと	ふやしてほしい 利用できる福祉サービス	障がいのあるかたが 利用できる設備を
全体	20 100.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	3 15.0	2 10.0	7 35.0	2 10.0	0 0.0	1 25.0	2 10.0
身体障害者手帳	4 100.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
療育手帳	18 100.0	1 5.6	1 5.6	1 5.6	3 16.7	2 11.1	6 33.3	2 11.1	6 33.3	2 11.1	2 11.1

上段:件 下段:%	障害特性に応じた 配慮をしてほしい	障害のことが授業を わかってほしい)	仲間や施設が活動できる 休日などに活動できる	福祉サービス 放課後や長期休暇中に 利用できる	その他	特 に ない	不明・無回答
全体	4 20.0	2 10.0	3 15.0	5 25.0	1 5.0	0 0.0	7 35.0
身体障害者手帳	1 25.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
療育手帳	3 16.7	1 5.6	3 16.7	5 27.8	1 5.6	0 0.0	6 33.3

<18歳未満のかたへの質問>

■将来どのような生活をしたいか。(単数回答)

将来における生活内容の意思についてみると、全体では「どんな職業でもよいから働きたい」が30.0%（6件）、「障害特性に合った仕事がしたい」が15.0%（3件）となっています。「専門技術を身につけて働きたい」と「施設や作業所で仲間と一緒に働きたい」は、ともに10.0%（2件）となっています。

上段:件 下段:%	合計	働きた い ど ん な 職 業 で も よ い か ら	働きた い 専 門 技 術 を 身 に つ け て	仕障 事害 が特 し性 たいに 合 つ た	一施 設設 にや 働作 業業 所所 でで 仲仲 間間 とと	家事 にに 従従 事事 しし たい	わ か ら な い
全体	20 100.0	6 30.0	2 10.0	3 15.0	2 10.0	0 0.0	1 5.0
身体障害者手帳	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
療育手帳	18 100.0	6 33.3	2 11.1	3 16.7	2 11.1	0 0.0	1 5.6

上段:件 下段:%	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体	3 15.0	3 15.0
身体障害者手帳	3 75.0	1 25.0
療育手帳	2 11.1	2 11.1

2. 団体ヒアリング調査結果の概要

本計画を策定するに当たり、現場でさまざまな活動をされている障がいのあるかたの関係団体からの意見を通じて、障がいのあるかたの生活状況や課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、調査票に基づくヒアリング調査を実施しました。

(1) 調査の概要

以下の団体に調査票を郵送し、郵送により回収しました。

対象団体（順不動）	
<input type="checkbox"/> くすのき会播磨園	<input type="checkbox"/> 佐用町あすなろ会
<input type="checkbox"/> NPO 法人あさぎり	<input type="checkbox"/> 佐用福社会いちよう園
<input type="checkbox"/> 兵庫県社会福祉事業団朝陽ヶ丘荘	<input type="checkbox"/> 千種川リハビリテーションセンター・ナーシングホーム
<input type="checkbox"/> 佐用町身体障害者福祉協会	<input type="checkbox"/> はなさきむら作業所
<input type="checkbox"/> もみじ会三原ホーム	<input type="checkbox"/> あさぎり家族会
<input type="checkbox"/> 平成福社会シャイン	<input type="checkbox"/> 佐用町手をつなぐ育成会

(2) 主な意見

①団体の活動を継続・発展させる上での課題や必要な支援について。

- さまざまな社会資源を開発・活用しながら、利用者の権利を尊重した質の高いサービスを提供していくため、地域のみならず、あらゆる関係機関との連携・調整が必要。
- 障がいのあるかたの情報提供をしてほしい。
- 福祉に従事する人材の確保。慢性的な人材不足。従事者の高齢化。
- 後継者づくり。役員の受け手不足。
- 利用者の重度・高齢化に伴う介護量の増加。
- 会合に出席する人数が少なく、活動の継続が不可能。

人材不足やサービス従事者の高齢化の悩みが目立ちます。また、サービス利用者の高齢化に伴う介護負担増を指摘する声も聞かれました。

②会員（利用者）のかたが日常生活でいちばん困っていることや、将来に向けていちばん不安に思っていること。

- 利用者の家族は、「親なき後」の支援を最も心配してる。住みなれた地域・場所（事業所）で最期を迎えたいという願いに対峙しながら、最善のサービスを提供したいという葛藤が常にある。
- すでに亡くなられた保護者もあり、家族を失った後のご本人の生活が不安。ご本人の体の痛みなど年齢相応の症状が出ているので、今後の金銭面・身体面の不安がある。
- 入所施設で生活している利用者が、高齢者施設へ移行するのは困難。
- 常に会話に出てくるのが金銭面のこと。生活保護を受けているかたが複数あり、障害年金で生計をたてているかたもいる。
- 利用者が高齢化し、医療機関での受診頻度が多くなっているが、待ち時間が長い。
- 団体自体が高齢化して、通常の活動が難しくなっている。
- 医療的なケアが必要となり、施設での生活が困難になった後の居場所をどうするか。
- 家族会の高齢化により、活動をしたくても人が集まらない。今後もっとひどくなりそう。
- さまざまな障害特性があるため、共同生活が難しい。
- 将来的に地域生活を希望しているかたが、低料金の住宅（車いす対応）の確保に困っている。
- 町内に洋服が購入できるバリアフリーのショッピングセンターがなく、困っている。
- 交通が不便。病院や買い物に行きたくても、すぐには行けない。タクシー券を使い切ってしまうと自腹になる。

保護者や介護するかた、利用者本人の高齢化を指摘する声が目立ちます。また施設を出て地域生活する際の住宅の問題や、外出の際の移動の困難さ（交通問題）についての声も聞かれました。

③会員や利用者が障害福祉サービスや障害児通所支援などを利用する上で困っていることや不便に感じていること。

- 介護保険と障害福祉サービスとの兼ね合いについて、今後の福祉施策の動向が気になる。
- 医療的対応が必要なのに、受入先の医療機関に拒否される事例がある。特に緊急時の受入先がなく苦慮する。
- 利用者が寝たきり状態に陥った際の受入先。事業所の設備や介護技術・知識では限界がある。
- 町内での障がい者雇用を進めてほしい。
- 公共施設のバリアフリー化。
- 手続などの簡素化を。
- 施設への通所に不便を感じることもある。
- 日中一時支援をすぐに了解してもらえない場合があると聞いた。

利用者の高齢化や病状などで、施設では対応できなくなった場合の受入先の不在を指摘する声が聞かれました。

④あればよいと思う支援策、その他。

- 夜間の在宅支援サービス。
- 広域連携の中で、障がいのあるかたに利用しやすいトイレのマップ。
- 特定の支援に限らず、「どうされてますか？」などと声をかけたり、会って話ができればと思う。
- ボランティアが少ないので、行政から情報発信してほしい。
- 障害に限らず、人をいたわる社会になるよう教育を見直してほしい。
- 利用者のかたを年に一度程度は行政担当者が訪問してほしい。

障害福祉サービスに限らず、地域で支え合う仕組みや社会づくりを望む声が聞かれました。

課題のまとめ

1 地域で支え合う仕組みづくり

障がいのあるかた自身の高齢化に伴い、介護するかたの負担は重くなる傾向にあります。その一方で家族の小規模化の進行や、介護する親の高齢化などにより、障がいのあるかたを家族で支えることが難しくなっています。

このため、障害福祉サービス等の十分なサービス提供量を確保するとともに、サービス従事者の確保や地域生活支援拠点の整備など、障がいのあるかたを地域で支え合う仕組みづくりが重要となっています。

2 外出・移動の支援策の充実

外出の際の移動の難しさを指摘する声が多く、バリアフリーの推進や公共交通機関の利便性向上に加え、同行援護や移動支援などの十分なサービス量と、それを支える人材の確保などが重要となっています。

3 障がいのあるかたに対するいっそうの理解促進

アンケートの結果をみると、障害があるために差別や偏見を感じているかたが少なからず存在しており、障がいのあるかたに対する理解は十分に浸透しているとはいえません。理解促進に向けた啓発などにいっそう注力し、障がいのあるかたに対する差別や偏見をなくす努力が重要となっています。

4 児童発達支援・放課後等デイサービスの十分なサービス提供量確保に向けた取組

障害児通所支援等のうち、特に児童発達支援と放課後等デイサービスのニーズが高まっている一方、現状ではサービス提供事業者の新規参入が見込めていません。このため、既存のサービス提供事業者に働きかけてサービス提供量の拡大に努めるとともに、新規参入事業者の開拓に向けた取組が重要となっています。

第3章 計画の目指す方向

1 計画の基本理念・基本方針

本計画は、平成35年度（2023年度）を最終年度とする「第2次佐用町障害者計画」の実施計画に相当するものであることから、「第2次佐用町障害者計画」を踏襲し、本計画の基本理念を、以下の通り定めます。

— 基本理念 —

すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち

— 「第2次佐用町障害者計画」の概要 —

基本理念	すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち	
施策体系		
基本方針	施策の内容	
1. 障がいのある人への理解の促進 ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～	(1)障がいを理由とする差別の解消 (2)福祉教育の推進 (3)ボランティア活動等の促進 (4)権利擁護の推進	
2. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～	(1)地域で支える基盤づくり (2)障害福祉サービスの充実 (3)居住支援の充実 (4)保健・医療の充実 (5)相談支援体制の充実 (6)情報に対する利便性の向上	
3. 障がいのある児童・生徒への支援 ～療育・保育・教育～	(1)保育・教育における支援体制の充実 (2)障がいのある児童への療育の充実 (3)インクルーシブ教育システムの構築	
4. 生きがいをもって生活できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～	(1)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (2)文化芸術活動・スポーツ等の振興	
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)防犯・防災対策の推進	

第4章 平成32年度(2020年度)までの成果目標と見込量

1 成果目標の設定

障がいのあるかたの地域生活移行や就労支援に関する目標などについて、国の基本指針などを踏まえ、平成32年度(2020年度)までの数値目標を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。 ○平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減。
------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者(A)	60人	
【目標】地域生活移行者の増加	3人	(A)のうち、平成32年度(2020年度)末までに地域生活に移行するかたの目標値
	5.0%	
【目標】施設入所者の削減	2人	(A)の時点から、平成32年度(2020年度)末時点における施設入所者の削減目標値
	3.3%	
平成32年度(2020年度)末時点の施設入所者	58人	平成32年度(2020年度)末の利用者数見込み

■成果目標設定の方針

地域生活移行者の増加については、本町の実情を考慮し、国の指針より低めの5.0%に当たる3人を目標とします。

施設入所者の削減については、上記3人の地域生活移行に加え、新たに1人が施設に入所すると見込み、国の指針を満たす2人の削減を目標とします。

これにより、平成32年度(2020年度)末の施設入所者数は58人となる見込みです。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○平成32年度（2020年度）末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
------	---

■ 成果目標

項目	成果目標		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	無	無	有

■ 成果目標設定の方針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、佐用町社会福祉協議会などとも連携し、既存の地域資源を活用しつつ、平成32年度（2020年度）までに構築することを目標とします。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○障がいのあるかたの地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成32年度（2020年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。
------	--

■ 成果目標

項目	成果目標		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域生活支援拠点等の整備	有	有	有

■ 成果目標設定の方針

地域生活支援拠点については、整備済みであり、今後は佐用町障害者地域自立支援協議会において検討を加えながら、機能の充実・強化に努めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。</p> <p>○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。</p>
------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度 (2020 年度) 中に一般就労に移行する人数
	200.0%	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	4 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	5 人	就労移行支援事業の平成 32 年度 (2020 年度) 末における利用者数
	125.0%	(D) / (C)
就労移行支援事業所数	1 か所	平成 28 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1 か所	平成 32 年度 (2020 年度) の就労移行率が 3 割以上の事業所数

■成果目標設定の方針

福祉施設から一般就労への移行者数については、就労移行支援事業や企業などへの障がいのあるかたの雇用促進へ向けた働きかけや、町での障がいのあるかたの雇用拡大などにより、平成 28 年度実績より 1 人増の 2 人を目標とします。

就労移行支援事業の利用者数については、事業の普及啓発などに努めるとともに、サービス提供事業者の新規参入へ向け、既存事業者などへの働きかけを行い、平成 28 年度実績より 1 人増の 5 人を目標とします。

就労移行支援事業所の就労移行率の増加については、該当する事業所が 1 か所であることから、当該事業所の就労移行率を 3 割以上とすることを目標とします。

障害福祉サービス等の見込量と確保策

障害福祉サービス等の利用状況や社会情勢・ニーズの変化などを踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

1. 訪問系サービス

■ 内容

サービス名	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有するかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難なかたの外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難があるかたに対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要なかたに対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

■ 見込量の算出方法

- 近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成 27 年度以降の 1 人当りの平均利用時間を乗じて、見込量の基礎数値としました。
- さらに、入所施設などからの地域生活への移行によるニーズの増加や、サービス提供事業者のサービス供給量なども加味して、基礎数値を調整しています。
- なお、重度障害者等包括支援については、町内にサービス提供事業所がなく、現在利用実績がないことから本計画期間中での利用の見込みはありません。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
居宅介護	時間	144	145	145	145
	人	18	18	18	18
重度訪問介護	時間	260	265	265	265
	人	1	1	1	1
同行援護	時間	12	14	14	14
	人	1	1	1	1
行動援護	時間	0	0	10	10
	人	0	0	1	1
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
【合計】	時間	416	424	434	434
	人	20	20	21	21

■見込量の確保策

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、大幅な利用増も見込まれず、今後サービス提供事業所も増える予定がないことから、提供するサービスの質の向上に努めるとともに、将来に向けてサービスを支える人材の育成に努めます。
- 行動援護については、平成31年度（2019年度）から1人の利用を見込んでいるため、サービス提供事業者と連携して、人材の確保に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望するかたに対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難なかたに対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援(新規)	障がいのあるかたとの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療が必要なかたに対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	介護者の病気などによって短期間の入所が必要なかたに対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■見込量の算出方法

- 近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成27年度以降の1人当りの平均利用日数を乗じて、見込量の基礎数値としました。
- 就労継続支援A型・B型については今後もニーズが高まるものとみられますが、サービス提供事業者の受入可能状況などを勘案し、基礎数値を調整しました。
- 新規事業である就労定着支援については、サービス提供事業者参入の見通しがいいことから利用を見込んでいませんが、既存のサービス提供事業者に働きかけるなどして、参入事業者の開拓に努めます。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
生活介護	人日	1,948	1,970	1,970	1,970
	人	94	95	95	95
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	25	25	25	25
	人	2	2	2	2
就労移行支援	人日	70	70	70	80
	人	4	4	4	5
就労継続支援A型	人日	148	150	150	150
	人	8	8	8	8
就労継続支援B型	人日	615	650	650	650
	人	36	38	38	38
就労定着支援 (新規)	人	-	0	0	0
療養介護	人	3	3	3	3
短期入所	人日	66	75	75	75
	人	7	8	8	8

■見込量の確保策

○ニーズの拡大が見込まれる就労継続支援A型・B型については、サービス提供事業者と連携し、受入枠の拡大に努めます。

3. 居住系サービス

■ 内容

サービス名	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所するかたを対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助（新規）	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのあるかたなどについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのあるかたの理解力、生活力などを補う観点から、適時に適切な支援を行います。

■ 見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計しました。

■ 見込量

(月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
共同生活援助	人	27	27	27	28
施設入所支援	人	62	61	60	58
自立生活援助 (新規)	人	-	0	0	1

■ 見込量の確保策

○共同生活援助については、高齢化を背景にニーズが高まっていることから、サービス提供事業者と連携し、受入枠の拡大や、新規参入事業者の開拓に努めます。

○新規事業である自立生活援助については、平成32年度（2020年度）までにサービス提供事業者の確保に努めます。

4. 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのあるかたの課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのあるかたに、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのあるかたなどを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計しました。

■見込量

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
計画相談支援	人／月	26	26	26	26
地域移行支援	人／年	0	0	1	1
地域定着支援	人／年	1	1	1	1

■見込量の確保策

○いずれのサービスも、安定的な人数の利用者があると見込まれることから、サービスの質の向上に努めます。

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのあるかたに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■見込量の算出方法

○平成27年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

■見込量の確保策

○障がいのあるかたの状況や、必要な支援策・支援方法などについての理解が住民にいつそう浸透するよう、今後とも啓発・周知に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのあるかたやその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■見込量の算出方法

○現状ではサービスの提供実績がないため、平成32年度（2020年度）までの実施を目指します。

■見込量

（年間）

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■見込量の確保策

○平成32年度（2020年度）までに事業を実施できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

（3）相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導など）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。
基幹相談支援センター	障がいのあるかたの自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施します。
住宅入居等支援事業	町営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのあるかたに、入所への支援、家主などへの相談、助言などを行います。

■見込量の算出方法

○平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

■見込量の確保策

○障害者相談支援事業については、サービスの質の向上に努めます。

○基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業については、ニーズの動向を見極めながら、必要に応じて適切な時期に事業を開始できるよう、準備に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのあるかたに、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込量の算出方法

○平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援 事業	件	0	1	1	1

■見込量の確保策

○成年後見制度利用支援事業については、制度の周知に努め、必要なかたにサービスが行き届くよう努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ 内容

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■ 見込量の算出方法

○平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■ 見込量の確保策

○障がいのあるかたの権利擁護のため、平成 32 年度(2020 年度)末までの実施を目指して、西播磨圏域の市町と連携を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかた、または聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかたとコミュニケーションをとる必要のあるかたに対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかたとのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を庁舎などに配置します。

■ 見込量の算出方法

○平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	人	4	5	5	5
手話通訳者設置 事業	人	0	0	0	0

■見込量の確保策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、派遣回数をいっそう増やすことができるよう、手話通訳者と要約筆記者の育成・確保に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、平成 32 年度(2020 年度)までの実施は見込みませんが、必要な人材の確保に努めるとともに、簡単な手話ができる職員の育成に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのあるかたとのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいのあるかたの社会参加と交流を促進します。

■見込量の算出方法

- 平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修 事業の修了見込者数	人	0	0	0	1

■見込量の確保策

- 手話奉仕員養成研修事業については、平成 28 年度と平成 29 年度に修了者がいなかったことから、事業の啓発に努め、研修受講者の確保に努めます。

(8) 日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障がいのあるかたに、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつなど、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのあるかたの移動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ 見込量の算出方法

○平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	件数	410	410	420	430
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	1	2	2	2
【合計】	件数	421	422	432	442

■ 見込量の確保策

○いずれの用具も利用件数の変動が比較的大きいため、急なニーズの増加にも対処できるよう、準備します。

(9) 移動支援事業

■ 内容

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのあるかたに、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のために外出する際の移動を支援します。

■ 見込量の算出方法

○平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(月平均)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		時間	50	55	60
移動支援事業	人	5	6	7	7

■ 見込量の確保策

- 移動支援事業については微増を見込んでいますが、高齢化に伴い移動に支援を必要とするかたが増加すると考えられることから、十分なサービスを提供できる人材の確保に努めます。
- 障がいのあるかたの外出を支援するため、公共施設・道路などのバリアフリー化を進めるとともに、公共性の高い施設などへバリアフリー化の推進や合理的配慮の浸透を働きかけます。

(10) 地域活動支援センター

■ 内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障がいのあるかたに、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

■ 見込量の算出方法

○平成 27 年度からの実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込み)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
地域活動支援センター 【町内実施か所数】	か所	1	1	1	1
地域活動支援センター 【実利用者数町内外計】	人	14	14	14	14

■見込量の確保策

○地域活動支援センターについては、すでに1か所で事業を実施していることから、今後は提供するサービスの内容の充実や質の向上に努めます。

2. 任意事業

■内容

サービス名	内容
スポーツ教室等開催事業	スポーツ活動を通じて、障がいのあるかたの体力増強や、交流・余暇活動などの充実を図ることにより、社会参加を推進し、福祉の増進を図ります。
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者が、就労などの社会活動や地域での自立に向けて自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成	就労など社会活動への参加及び自立更生のため、身体に障がいのあるかたが取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのあるかたの身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業・自立訓練事業を利用者及び身体障害者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
日中一時支援事業 (日中ショートステイ)	障がいのあるかた及び障がいのある児童の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族など介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。

■見込量の確保策

○上記任意事業については、サービス提供事業者と連携し、今後も十分なサービス提供量を確保できるよう努めます。

第5章 第1期障害児福祉計画

1 平成32年度（2020年度）目標値の設定

障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築について、国の基本指針などを踏まえ、平成32年度（2020年度）までの数値目標を設定します。

1. 障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度（2020年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。 ○平成32年度（2020年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。（「保育所等」には、保育園も含まれます。） ○平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。 ○平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを確保する。
------	--

■成果目標

項目	数値 平成32年度 (2020年度)	平成28年度末 時点の状況
児童発達支援センターの設置数	1か所	無
保育所等訪問支援を行える体制の構築	有	無
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所	無
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有 (平成30年度末)	無

■成果目標設定の方針

いずれの項目も現状ではサービス提供ができていないことから、平成32年度(2020年度)末（保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置については、平成30年度末）までの実施を目標とし、サービス提供事業者の確保や、関係機関・団体などによる協議の場の設置に努めます。

2

障害児通所支援等の見込量と確保策

障害児通所支援事業の利用状況や社会情勢・ニーズの変化などを踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

■内容

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施し、また、放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所などにおける集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援（新規）	重症心身障がいのある児童などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（新規）	医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉などの関連分野の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量の算出方法

- 近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成 27 年度以降の 1 人当りの平均利用日数を乗じて、見込量の基礎数値としました。
- 児童発達支援と放課後等デイサービスについては今後もニーズが高まるものとみられますが、サービス提供事業者の新規参入も見込めないことから、基礎数値を調整し、現実的な数値としました。
- 医療型児童発達支援については、本町においては利用実績がなく、今後も利用はないものと見込まれます。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	人日	70	75	75	75
	人	20	21	21	21
医療型児童発達 支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサー ビス	人日	126	130	130	130
	人	24	25	25	25
保育所等訪問支援	人日	1	3	3	3
	人	1	3	3	3
居宅訪問型児童 発達支援（新規）	人日	-	0	0	1
	人	-	0	0	1
障害児相談支援	人	12	12	12	12
医療的ケア児に対す る関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置（新規）	人	-	0	0	1

■見込量の確保策

- 新規事業である居宅訪問型児童発達支援と医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成 32 年度（2020 年度）までのサービス提供開始を目指し、サービス提供事業者や必要な人材の確保など、体制の整備に努めます。
- 医療型児童発達支援については、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

1

事業の円滑な推進のための方策

1. 計画の推進体制

障害福祉サービスの推進には、佐用町社会福祉協議会や佐用町障害者地域自立支援協議会、サービス提供事業者をはじめとする関係機関・関係団体などの理解と協力が不可欠であることから、町内の障害者福祉関係機関や団体などとのネットワークのいっそうの強化に努めます。

2. 国・県・近隣自治体との連携

障がいのあるかたや障がいのある児童に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本町だけの取組では不十分な点もあることから、国・県及び近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

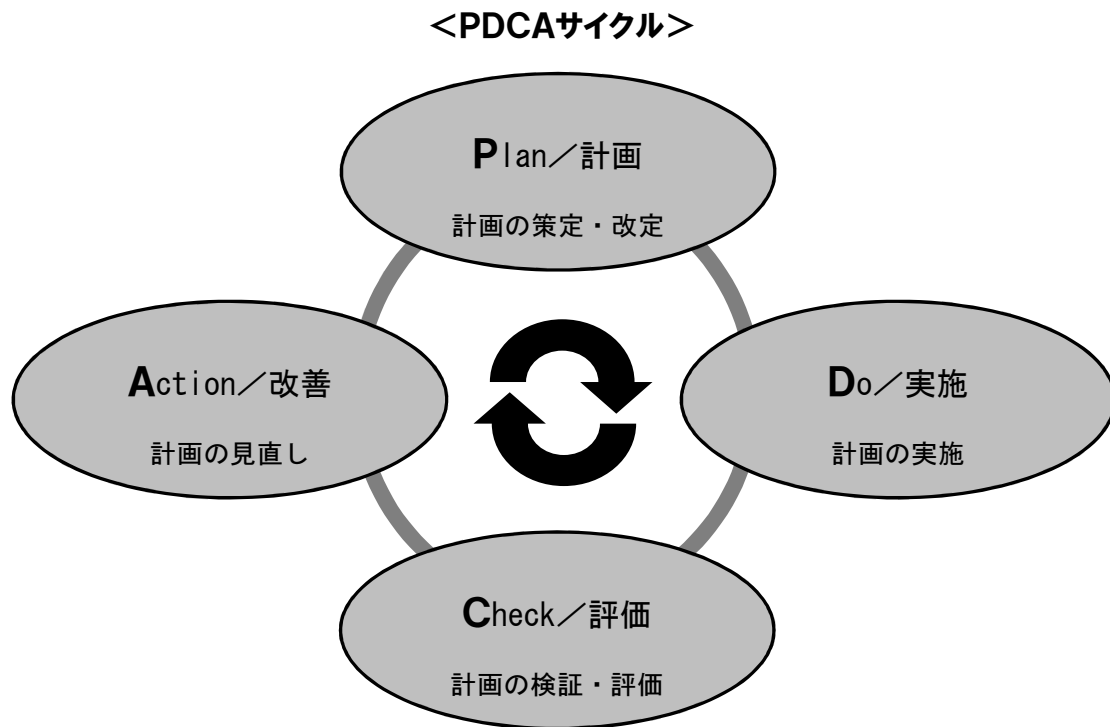
3. 計画の周知

本計画を実効性のあるものにするためには、地域住民の理解と参画が不可欠であることから、本計画の概要版や広報誌・ホームページなどを通じて地域住民に対する周知・啓発を継続的に行い、官民協働による福祉のまちづくりを推進します。

2

計画の管理と評価

本計画の実施状況などについては、毎年、庁内で進捗管理を行うとともに、佐用町障害者地域自立支援協議会において達成状況について点検及び評価を行い、その内容や社会情勢の変化などに合わせて、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1

地域自立支援協議会設置要綱

平成29年3月27日要綱第15号

佐用町障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関する関係者の連携及び相談支援事業をはじめとする障害者支援のシステムづくりに関する協議を行うため、佐用町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること。
- (2) 佐用町障害福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること。
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること。
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること。
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分により町長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に関係する各種団体等に属する者
- (2) 障害者福祉に関係する機関等に属する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 町長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成 18 年 6 月 28 日条例第 33 号
改正

平成 22 年 3 月 30 日条例第 19 号

佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、佐用町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、佐用町障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議及び検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 佐用町身体障害者福祉協会を代表する者
- (2) 佐用町手をつなぐ育成会を代表する者
- (3) 佐用町社会福祉協議会を代表する者
- (4) 佐用町民生委員・児童委員協議会を代表する者
- (5) 佐用郡医師会を代表する者
- (6) 佐用町内の障害者施設を代表する者
- (7) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、佐用町障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成22年3月30日条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

策定委員会委員名簿

No.	団体名・役職	氏名	備考
1	佐用町身体障害者福祉協会 会長	西坂 越次	身体障害者相談員兼務
2	佐用町手をつなぐ育成会 会長	木村 政照	
3	佐用町あさぎり家族会 会長	竹内 和男	
4	佐用町民生委員児童委員協議会 会長	大江 秀謙	
5	佐用郡医師会 代表	岡本 泰子	
6	佐用町内身体障害者事業所 代表	早川 良季	シャイン施設長
7	佐用町内知的障害者事業所 代表	松浦 弘岳	いちよう園 次長
8	佐用町内精神障害者事業所 代表	花尾 より子	地域活動支援センター あさぎり 所長 精神障害者相談員兼務
9	佐用町内相談支援事業所	茅原 一仁	すまいる 相談支援専門員
10	住民代表	西平 光	佐用町手をつなぐ育成会 学齢期部会代表
11	住民代表	岡本 平	知的障害者相談員
12	佐用町社会福祉協議会 事務局長	橋本 公六	
13	龍野健康福祉事務所 生活福祉課長	福壽 格	
14	佐用町小中学校校長会 代表	石田 修	上月小学校長

(敬称略、順不同)

会 長：西坂 越次

副会長：橋本 公六

事務局：健康福祉課健康福祉推進室

4

策定経過

期 日	内 容
平成 29 年 8 月 22 日 (火)	第 1 回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 役員選出 ・ 障がい福祉を取り巻く状況について ・ 第 5 期障害福祉計画策定について ・ 障がいのあるかたの福祉に関するアンケートの内容検討について ・ 今後のスケジュールについて
平成 29 年 9 月 20 日 (水) ～平成 29 年 10 月 4 日 (水)	「佐用町障がいのあるかたの福祉に関するアンケート調査」の実施
平成 29 年 11 月 21 日 (火)	第 2 回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 障がいのあるかたの福祉に関するアンケートの集計結果について ・ 第 5 期佐用町障害福祉計画 (骨子案) について
平成 30 年 1 月 16 日 (火)	第 3 回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 第 5 期佐用町障害福祉計画 (素案) について ・ 今後のスケジュールについて
平成 30 年 1 月 30 日 (火) ～平成 30 年 2 月 13 日 (火)	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 27 日 (火)	第 4 回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 第 5 期佐用町障害福祉計画 (最終案) について ・ その他

町内の障害福祉サービス等事業所一覧

(平成30年3月31日現在)

法人名	事業所名	障害福祉サービス	地域生活支援事業
社会福祉法人 佐用福祉会	いちょう園	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
	たんぽぽ	共同生活援助	
	すまいる	計画相談支援	
特定非営利活動法人 あさぎり	地域活動支援センターあさぎり		地域活動支援センターⅢ型
社会福祉法人 くすのき会	播磨園	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
社会福祉法人 もみじ会	三原ホーム	施設入所支援、生活介護、短期入所	
社会福祉法人 はなさきむら	はなさきむら作業所	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）、生活介護	
	グループホーム コスモス	共同生活援助	
	ふきのとう	計画相談支援	
	なのはな	生活介護	
	放課後等デイサービス つぼみ	放課後等デイサービス	
社会福祉法人 平成福祉会	シャイン	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
社会福祉法人 聖風会	千種川 ナーシングホーム	施設入所支援、生活介護、短期入所	
	千種川リハビリテーションセンター	施設入所支援、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）	日中一時支援
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	訪問入浴、移動支援
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	朝陽ヶ丘荘障害者 短期入所事業所	短期入所	
一般社団法人 小野の駅	えん花園	就労継続支援（B型）	

あ

●意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。これに関して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」などの労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

●インクルーシブ教育システム

人間の多様性を尊重し、障がいのあるかたもないかたも、ともに学ぶ仕組みのこと。障がいのあるかたが教育制度一般から排除さないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている。（「障害者権利条約」第24条）

か

●権利擁護

自分の権利を表明することが困難な高齢者や、認知症のかた、障がいのあるかたの権利やニーズ表明を支援し、代弁すること。

●合理的配慮

障がいのあるかたから支援の要請があった場合、過重な負担がかからない範囲で、課題の解決につながる支援を行うこと。

●サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所。

●差別

障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。（「障害者権利条約」第2条）

●肢体不自由

上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのあるかたの総称。

●社会モデル

障がいのあるかたが不自由さを感じたり不利益をこうむるのは、障害を感じさせている社会に問題があるという考え方。日本では、「障害者基本法」の改正（平成23年）に伴い、障害は本人の心身の状態に起因するというそれまでの考え方（医療モデル）から、この社会モデルの考え方に切り替わった。社会モデルにのっとれば、段差を解消するなど社会のあり方を見直すことで、障がいのあるかたの困難な状況を解消できることになる。

●地域生活支援事業

障がいのあるかたの自立した日常生活や社会生活などを支えるため、市町村が行う事業。必須事業と任意事業があり、必須事業には、障がいのあるかた等に対する理解を深めるための研修・啓発事業（理解促進・啓発事業）、障がいのあるかたやその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業（自発的活動支援事業）、障がいのあるかたや障がいのある児童の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業（相談支援事業）、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業（成年後見制度利用支援制度）、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業（成年後見制度法人後見支援事業）、手話通訳者の派遣等を行う事業（意思疎通支援事業）、日常生活用具の給付または貸与を行う事業（日常生活用具給付等事業）等がある。

な

●難病

「障害者総合支援法」の改正（平成 25 年）により、難病患者等が障がい者の範囲に加わった。「障害者総合支援法」が定める難病患者等とは、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」とされている。

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の分野では、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、症状が通常低年齢において発現するもの。

●バリアフリー

高齢者や障がいのあるかたの自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害（バリア）がなく、行動しやすい環境をいう。より広範には、障がいのあるかたを取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くことも含む。

●ピアサポート

同じ問題や課題、悩みなどを持っていたり、同じような環境にいる人同士が、互いに体験を語り合ったり、支え合ったりすること。

●福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

や

●要約筆記

聴覚に障がいのあるかたに、会議や授業、会話などの内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

第 5 期佐用町障害福祉計画
第 1 期佐用町障害児福祉計画

発行年月：平成 30 年 3 月

発行：佐用町 健康福祉課

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電話：0790-82-0661 FAX：0790-82-0144

